

野洲市都市計画マスタープラン及び野洲市立地適正化計画の一部改訂について

本市では、今後さらに人口減少・少子高齢化が加速することが予測されるなかでも、拠点周辺の賑わいづくりと併せて郊外集落地の生活機能の維持を図りつつ、本市の特徴を活かした、持続可能なまちづくりを進めることを目的として、令和3年7月に野洲市都市計画マスタープラン及び野洲市立地適正化計画の改訂を行いました。

一方で改訂後に、野洲市民病院の新たな整備場所が、野洲市総合体育館東側市有地に決定したことを踏まえ、市の将来都市構造・土地利用方針等について時点修正を加えるべく、都市づくりの基本理念や目標など、全体の方向性は維持した上で、両計画の一部改訂を行うこととしました。また、立地適正化計画については将来都市構造に合わせた拠点形成及び誘導区域の設定を検討するとともに、新たに「防災指針」を位置付けます。

(1) 両計画について

都市計画マスタープランとは

- 都市計画法（第18条の2）に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となる計画です。
- 市町村が、都市づくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等を示すものです。
- 都市計画では、土地利用の規制・誘導や道路・公園などの都市施設の整備などを進めますが、これらは都市計画マスタープランに即して行う必要があります。

立地適正化計画とは

- 人口減少や少子高齢社会においても持続可能な都市づくりの実現を図るための計画です。
- 国は、平成26年に都市再生特別措置法を改正するとともに、「コンパクト+ネットワーク」の考えに基づき、医療・福祉・商業等の都市機能や居住機能がまとまって立地するよう、ゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携した「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すように示しています。
- 住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）の立地の適正化を図ることを目的として、都市機能や居住を誘導する区域や、それらを誘導するための方針等を示します。

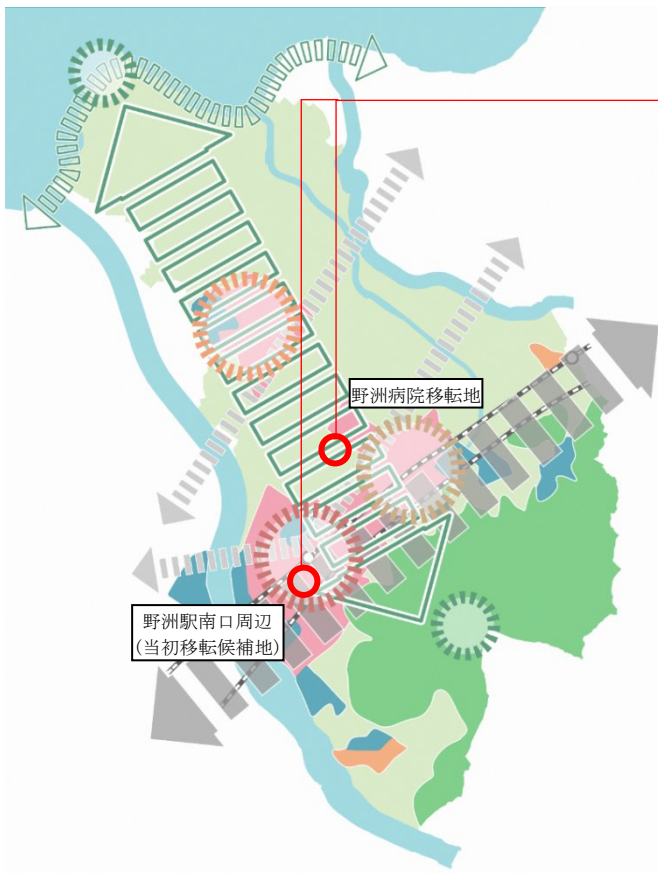
(2) 計画改訂の趣旨

- 野洲市民病院の新たな整備場所の将来的な拠点形成に関わることや、野洲駅南口周辺の整備に関する事項に配慮しながら、両計画の改訂を行います。
- 上記と同様の趣旨で土地利用に係る見直しを行う「第2次野洲市総合計画」との整合を図り、その他の上位・関連計画についても整理と現況の更新を行います。
- 学校施設や文化施設等の公共施設を主とした都市施設の整備方針について明記します。
- 立地適正化計画については、防災まちづくりの将来像等を示す「防災指針」を盛り込みます。

【要点】・市立野洲病院の立地予定地周辺の将来的な拠点形成に関する事項
・野洲駅南口周辺の整備に関する事項

令和4年12月22日の市議会定例会において、新しい「野洲市民病院」の新築移転計画を、総合体育館東側市有地（野洲市富波甲・旧温水プール跡地）で進めることが認められました（令和8（2026）年度後期開院予定）。移転先地区周辺は、本市の将来的な拠点になることから、将来都市構造や土地利用方針、拠点形成に関する考え方の見直しや、都市整備の方針等について両計画の整合を図りながら見直します。

また、当初、病院の移転が予定されていた野洲駅南口周辺においては、関連する施策等の記述を見直します。



- | | | | | | |
|--|--------------------|--|-----------|--|------------|
| | 中心拠点
(JR野洲駅周辺) | | まちなか居住ゾーン | | 広域連携軸 |
| | 地域拠点
(北部合同庁舎周辺) | | 一般居住ゾーン | | 都市間連携軸 |
| | 地域拠点
(新たな拠点) | | 工業ゾーン | | 交流連携軸 |
| | 自然環境交流拠点 | | 田園集落ゾーン | | 暮らしのネットワーク |
| | 自然環境ゾーン | | | | 鉄道・駅 |

図1 都市計画マスタープランの将来都市構造

- (全体構想) 将来都市構造の修正
 - (全体構想) 都市整備方針の修正
 - 地域別構想の修正
- 内容の反映・
整合を図る



図2 立地適正化計画（表紙）

【要点】防災指針に関する事項

立地適正化計画については、国が定める「都市計画運用指針」や「立地適正化計画作成の手引き(防災指針のガイドライン)」等に基づき、防災指針を新たに位置づけます。

具体的には、野洲市の災害リスク分析を行い、防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出と防災・減災対策の取組方針等を示します。

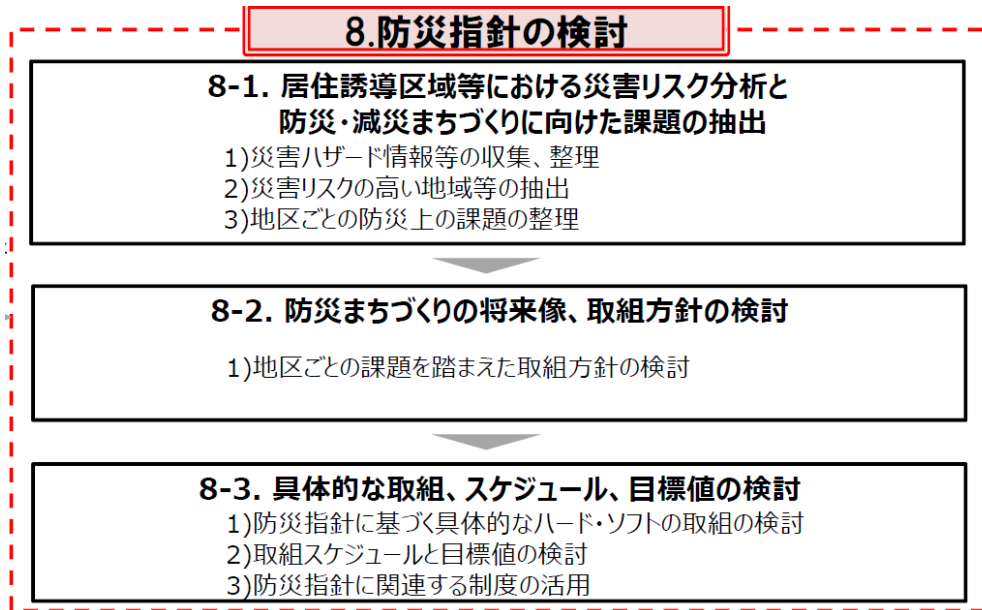


図3 防災指針の検討フロー

資料：立地適正化計画作成の手引き（令和5年3月改定） 国土交通省

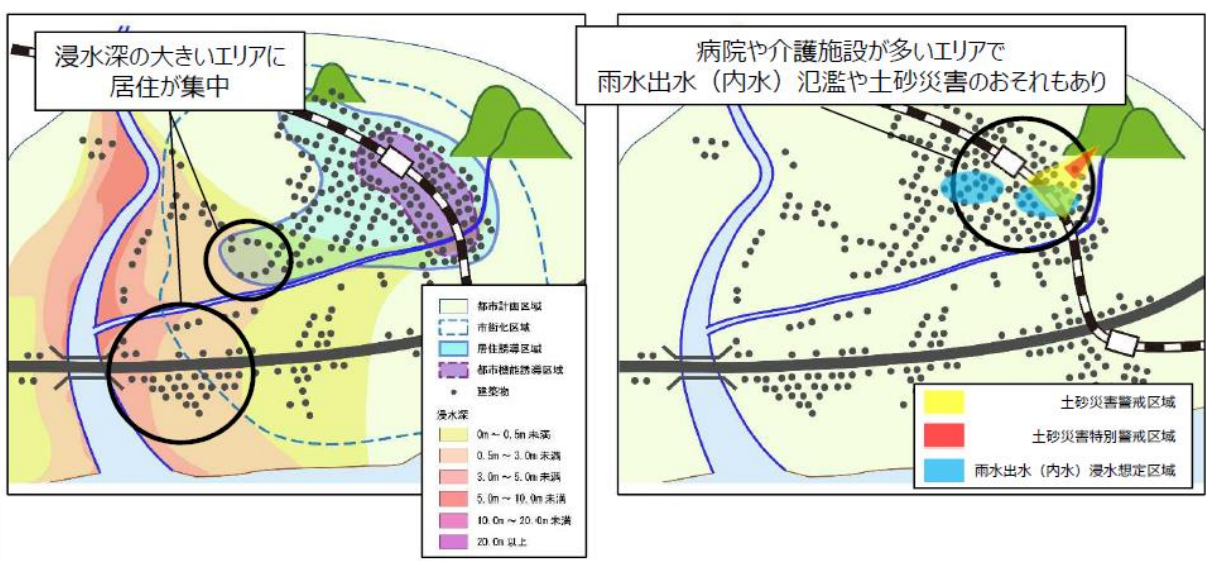
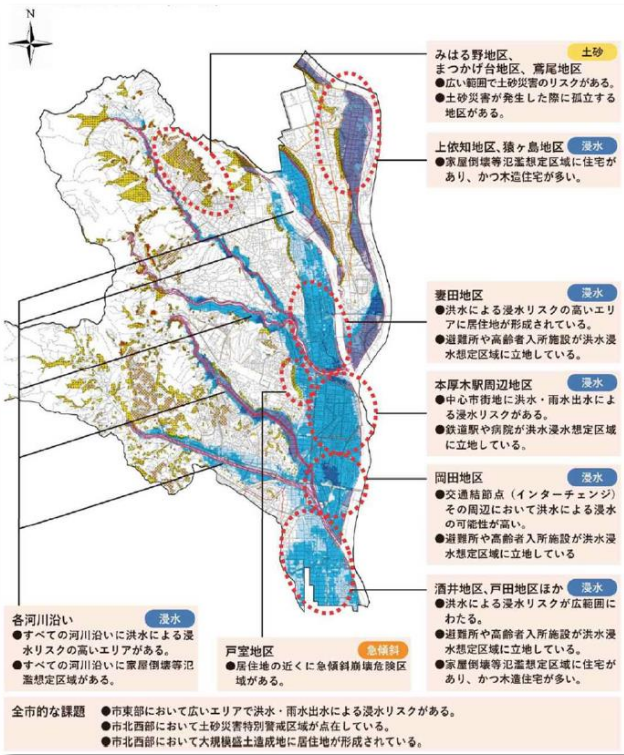


図4 災害リスク分析の例

資料：立地適正化計画作成の手引き（令和5年3月改定） 国土交通省

●課題の抽出



●防災対策の取組方針

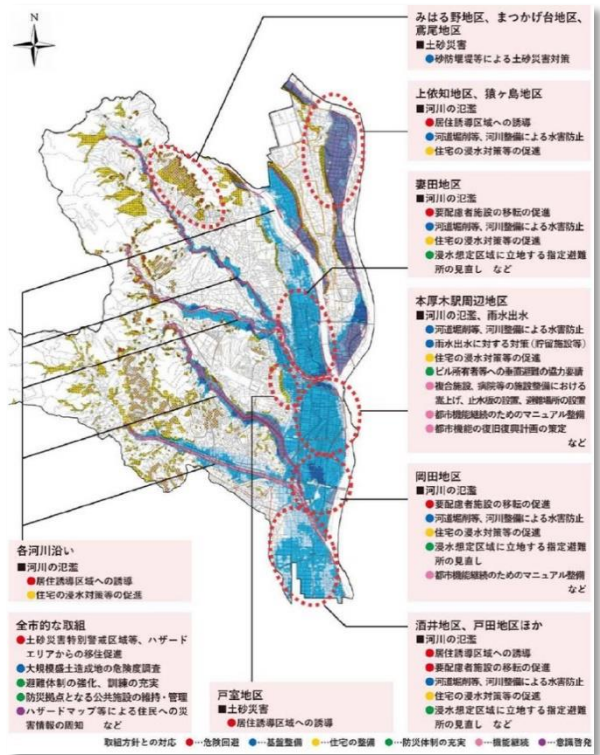


図5 課題抽出と防災対策の取組方針の例

資料：立地適正化計画作成の手引き（令和5年3月改定） 国土交通省

施策	重点的に実施する地域	実施主体	実現時期の目標		
			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
災害リスク回避	住居の移転	〇〇地区	国	→	
	開発規制	××地区	県・市	→	
	届出・勧告による立地誘導	居住誘導区域外(特にハザードエリア内)	市	→	
	宅地高上げの補助	居住誘導区域内	市	→	
	止水板の設置	都市機能誘導区域内	市・事業者	→	
	災害危険区域の指定	居住誘導区域内(ハザードエリア内)	市	→	
災害リスク除去・低減	下水道整備	市街化区域内	市	→	
	避難場所設置(防災公園等)	●●地区	市	→	
	避難路整備	△△地区	市	→	
	マイ・タイムラインの作成	市全域	市・住民	→	
	避難計画の見直し	■●地区・◇◇地区	市・住民	→	
	雨水排水ポンプの整備	市全域	県	→	
	河川整備(中小河川)	市全域	県	→	
	河川整備(大河川)	市全域	国	→	

図6 取組方針のスケジュールの例

資料：立地適正化計画作成の手引き（令和5年3月改定） 国土交通省

(3) 計画の目標年次

■野洲市都市計画マスタープラン、野洲市立地適正化計画ともに、現行計画から変更せず
令和12年（2030年） を目標年次とします。

(4) 計画の対象区域

野洲市都市計画マスタープラン、野洲市立地適正化計画ともに
対象区域は **都市計画区域（琵琶湖を除いた市内全域）** とします。

(5) 計画の改訂体制

都市計画マスタープラン、立地適正化計画は、以下の体制により改訂を行います。

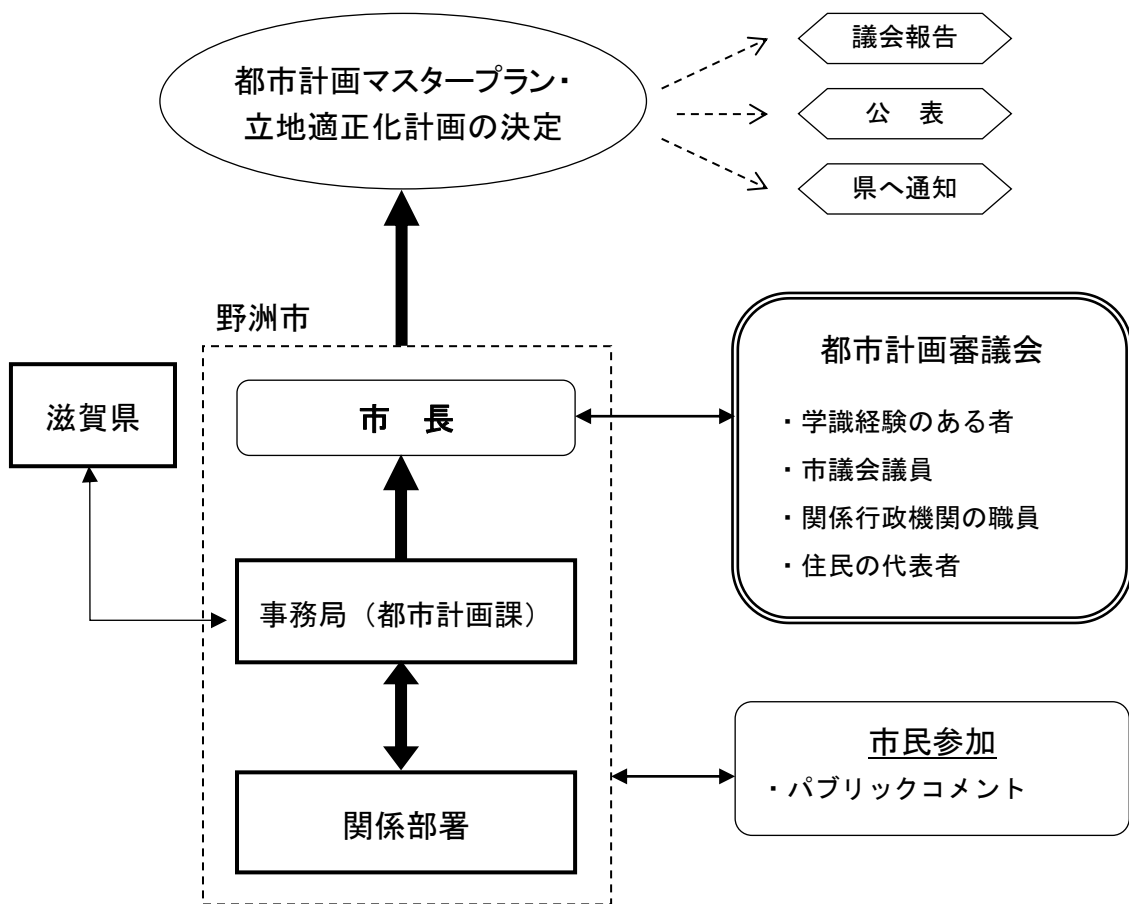


図6 野洲市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の改訂体制

(6) 改訂スケジュール

